

かそく どくしょ 家族で読書を！

加古川市では、「家読」を推進しています。

家読は、家族で本を読んでコミュニケーションを図る取り組みです。



本を通じた家族のコミュニケーションとして、
どんな方法でも、1日10分でも、家読を始めてみませんか。

まず、大人が本に親しみ楽しんでいる姿を、子どもに見せましょう。

「家読」に決まったルールはありません。生活スタイルにあった方法を探してみましょう。

たとえば 「同じ本を家族で順番に読んだり、別の本を同じ時間に読んだりする。」

「子どもが大人に読み聞かせたり、大人が子どもに読み聞かせたりする。」など

図書館へ

買い物のついでや学校園等の帰りに、お休みの日のお出掛け時に、図書館へ寄ってみる。



学校園で

図書室や学級文庫で借りてきた本を、家族と一緒に読んでみる。
認定こども園、幼稚園や保育園の交換絵本や貸出絵本で、読み聞かせを試みる。

地域で

公民館や子育てプラザ、児童館などへ子どもと出かけて、絵本を
読んでみる。
書店で子どものお気に入りの本を見つけたら、買って読んでみる。

◎「読書手帳」コンプリートに挑戦！

図書館で本を借りて、読書手帳に100冊分シールを貼ると記念品をプレゼントします。
くわしくは、市内の4公共図書館（室）まで（※なくなり次第終了）

加古川市子どもの読書活動推進計画 (第3次) 概要版



加古川市

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/>



令和3年（2021年）6月発行 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

加古川市

電話 079 (421) 2000 FAX 079 (422) 1403

加古川市子どもの読書活動推進計画(第3次)概要

基本方針①

子どもが本と出会い、親しむ機会の提供と、読書の楽しさを実感できる環境づくり

◎家庭や地域、公共図書館において、本に親しむ機会を提供し、読書の楽しさを伝えます

(1) 家庭における読書環境の整備の促進

- ・ブックリストの配付
- ・保護者、子ども向け講座等の開催

(2) 地域等における読書環境の整備

- ・子育てプラザ・公民館等の
図書コーナーの活用
- ・読み聞かせ等事業の充実

(3) 公共図書館における読書環境の整備

- ・図書資料、電子書籍の充実
- ・点字絵本などユニバーサルな資料、外国語資料の充実
- ・図書コーナーの充実
- ・調べ学習支援、調べ方ガイドの作成
- ・おはなし会、1日図書館員等行事の実施
- ・読書手帳の導入
- ・図書館だより、おすすめ本リストの配布
- ・学校園、児童クラブ等と連携したおはなし会等の実施

基本方針②

学校園等における読書習慣の形成と学習支援機能の充実

◎就学前の集団生活において豊かな心を育む本との出会いを促すとともに、学校図書館の環境づくりや図書館教育を進めます

(1) 認定こども園・幼稚園・保育所における読書環境の整備

- ・読み聞かせ等を通じた絵本とのふれあい
- ・絵本コーナーの設置や図書資料の充実

(2) 小学校・中学校における読書環境の整備

- ・学校図書館図書標準に基づく蔵書冊数の達成
- ・ICT環境整備、学校図書館のメディアセンター化
- ・「朝の読書」の継続による読書習慣の定着
- ・司書教諭と学校園支援ボランティアとの連携強化
- ・「学校司書」の配置等人的体制の整備

(3) 保育士、保育教諭、教職員の実践的指導力の向上

- ・研修機会の充実、知識・技能の向上



基本理念

すべての子どもが自主的な読書活動を通じて豊かなこころを育み、生きる力を身につけることができる読書環境づくり

※くわしくは「加古川市子どもの読書活動推進計画(第3次)」をご覧ください。

基本方針③

地域社会の支えとボランティア育成の拡大

◎読書への興味を広げ、自主的な読書活動を続けていけるよう地域社会が連携して取り組みます

(1) 校種間の連携、交流による支援

- ・子どもの成長過程で読書活動を展開し、
継続する連携の強化
- ・「トライやる・ウィーク推進事業」での、
絵本の読み聞かせ等の異年齢交流活動

(2) 市民ボランティアの育成強化

- ・読み聞かせ等の講座や勉強会の開催
- ・ボランティアグループに対する支援
- ・各施設が実施する事業で活動の場を提供

基本方針④

子どもの読書活動に関する啓発と理解の促進

◎様々な機会を通じて子どもの読書活動の意義や重要性の普及・啓発に努めます

(1) 保護者を含めた市民への啓発(「家読(うちどく)」の推進)

- ・家庭での読書環境の向上と家族の絆づくりを推進
- ・「こどもの読書週間」や「読書週間」関連事業の実施

(2) 広報の推進

- ・チラシの配置やポスター掲示による啓発活動
- ・広報誌やホームページ、SNSなどでの情報発信



- 【計画の対象】 概ね18歳以下の子どもと、その保護者、子どもの読書推進活動に関わる市民ボランティア、保育士、保育教諭、教職員、行政関係者等
- 【計画の期間】 令和3年度から令和6年度までの4年間

